

鳥取県告示第181号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後			改正前					
1 指定する地区			1 指定する地区					
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域			
境港市水木しげるロード地区	境港市	1 市道境港駅岬町線の次の区間 起点 県道境港停車場線 終点 境港市本町29-2地先	境港市水木しげるロード地区	境港市	1 市道境港駅岬町線の次の区間 起点 県道境港停車場線 終点 境港市本町29-2地先			
		2 県道境港停車場線の全線			2 県道境港停車場線の全線			
		3 境港市大正町の一部 (境港駅前広場の区域)			3 境港市大正町の一部 (境港駅前広場の区域)			
略			略					
2 略			2 略					
			<table border="1"> <tr> <td>岩美郡岩美町大字大谷の一部</td> <td>岩美町</td> <td>岩美郡岩美町大字大谷の一部</td> </tr> </table>			岩美郡岩美町大字大谷の一部	岩美町	岩美郡岩美町大字大谷の一部
岩美郡岩美町大字大谷の一部	岩美町	岩美郡岩美町大字大谷の一部						

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。